# 平成30年度 定期監査報告 (第4号)

1. 監査の対象 市民福祉部〔市民環境課、児童相談室、介護福祉課〕

2. 監査の期間 自 平成30年 10月 9日

至 平成30年11月 9日

3. 監査の場所 監査委員事務局

4. 監査執行者 根室市監査委員 中 本 明

根室市監査委員 千 葉 智 人

#### 5. 監査の範囲

前記各部課に係る平成29年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象 とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

- (1) 前回監査の指摘事項の処理状況について
- (2) 予算執行の全般的な体制の適否について
- (3) 収入事務について
  - ① 過誤納金の処理の適否
  - ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
  - ③ 調定漏れの有無
  - ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の当否
  - ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
  - ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
  - ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の適否
  - ⑧ 現金引継ぎの適否

# (4) 支出事務について

- ① 支出負担行為の適否
- ② 予算目的に反する支出の有無
- ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
- ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
- ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
- ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
- ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否
- ⑧ 支出科目の当否

- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ① 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ② 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ③ 年度区分誤りの有無

## (5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の適否

### (6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の当否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ① 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

#### (7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

#### 6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものである。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力を されたい。

なお、監査結果については、その都度主管課長・主査に対し講評し、事務処理上の 軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記 のとおりである。

# ◎ 市民福祉部

# ● 市民環境課

- 〇 戸籍住民担当
  - ・特記事項なし
- 〇 交通市民生活担当
- 1. 契約事務について

# 【指摘事項】

- (1) 地域会館の管理業務(4件)の契約書において、括弧見出し(遅延料)の第16条第1項の条文中、第15条とあるのは第14条が正しく、誤った条文により契約を締結していること及び、保守点検委託業務(3件)においても同様の誤りがあるので、契約書の作成には十分に注意を払い内容の確認を徹底されたい。
- (2) 設計図書の設計内訳において、落石会館管理運営業務の電気料の合計に誤りがあり、結果として1円高い金額で予定価格が設定され、その金額で契約が締結されていること及び、刈払機の設計金額の算定で、消費税の1円未満の端数処理を切り捨てにすべきところ、切り上げて予定価格を設定しているので、内容の確認及び検算は確実に行われたい。
- 2. 財産管理について

#### 【指摘事項】

(1) 解体される落石会館の消火器を廃棄しているが、平成26年度から平成28年度に購入(7本)したものや、型式失効(3本)であっても要件に適合させることで2022年12月31日まで使用可能であり、廃棄しなければならない理由が明確でないことや、他の地域会館の消火器を新規購入で11本取替えていることもあり、異動による活用を図るべきである。

#### 【意見】

- (1) 廃棄処分した備品は、長机や折りたたみ椅子、テレビなど落石会館で使用していたものであり、使用可能な備品を原課で使用しないのであれば、他の部署に情報を提供し、必要とする部署に備品を異動するなど、有効活用を図ることを検討されたい。
- 〇 環境衛生担当
- 収入事務について 【指摘事項】

(1) 収納金の取り扱いにおいて、火葬場使用料を受領してから6日後に指定金融機関派出所に払い込まれているものがあるが、公金の取り扱いには細心の注意を払うとともに、会計規則第33条の規定に基づき適正に事務処理されたい。

#### 2. 支出事務について

## 【指摘事項】

(1) し尿収集運搬業務委託料の支出において、契約書第4条により、消費税相当額 の円未満の端数が生じた場合はその端数金額を切り捨てるよう規定されているが、 切り上げているものが1件あるので、業者請求書の精査を徹底され支出されたい。

# 3. 契約事務について

### 【指摘事項】

- (1) ごみ埋立処理場維持管理業務委託及びし尿収集委託の設計図書の積算内訳において、健康保険料や雇用保険料、労災保険料などの保険料率の誤りや、本人負担分も含めて積算するなど不適切な積算内容となっているので、設計図書の作成にあたっては、予定価格を設定する根拠となることから、その内容の確認を徹底されたい。
- (2) じん芥焼却場消防設備点検業務委託の契約書において、括弧見出し(遅延料) 第15条の条文中、第14条とあるのは第13条が正しく、誤った条文により契約を 締結しているので、契約書の作成には、特に確認の徹底を図られたい。
- (3) ごみ・灰クレーン年次点検業務委託において、契約書第7条第3項により受注 者が業務の一部を第三者に委任し請け負わせようとするときは発注者の承諾を得 なければならないが、その承諾を得ないまま第三者から受注者宛の年次点検報告 書が提出されているので、適正に事務処理されたい。
- (4) じん芥焼却場整備工事において、積算した最低制限基準価格が予定価格の10分の9を超える場合は、予定価格に10分の9を乗じて千円未満を切り捨てて得た額としなければならないが、千円未満を切り捨てせずに最低制限価格を設定しているので、価格の設定にあたっては、細心の注意を払われたい。

# 4. その他の事務について

### 【指摘事項】

- (1) 嘱託職員の特殊勤務手当算出連絡書において、勤務命令簿からの記載漏れがあることから手当が未支給となっているものが1件あるので、精査のうえ適正に対応されたい。
- 児童相談室
- 〇 児童相談担当
  - ・特記事項なし

- 介護福祉課
- 高齢者福祉担当

#### 1. 契約事務について

#### 【指摘事項】

- (1) 老人福祉センターの指定管理において、受託者が機械警備・消防設備点検・電気保安業務などを再委託しているが、協定書第8条により、受託者が業務の一部を第三者に委託し請け負わせようとするときは、発注者の承諾を得なければならないので適正に事務処理されたい。
- (2) 高齢者優待バス業務委託及びひとり暮らし老人等緊急通報受信センター業務委託の契約書において、括弧見出し(遅延料)第11条及び第10条の条文中、第8条とあるのは第9条及び、第6条とあるのは第8条が正しく、誤った条文により契約が締結されているので、契約書の作成には、特に確認の徹底を図られたい。
- 〇 地域包括支援担当
- 1. 契約事務について

#### 【指摘事項】

(1) 認知症高齢者見守りサービス事業において、調査職員による履行確認及び検査職員による検査は行われているが、受注者から提出のあった実績報告書兼請求書 (10月分)の訪問回数は、介護業務日誌等の訪問回数と相違があり、1回分少ない委託料を支出しているので、提出書類の確認は確実に行われるとともに、精査のうえ適正な措置を講じられたい。

#### 【検討事項】

- (1) 在宅介護支援センター運営業務の委託料 979,200 円の積算において、設計図書で実態調査経費として 300 件分 810,000 円を計上しているが、受注者(3法人)からの履行届では、年間で 63 回から 112 回の実績であり、設計図書の件数と実績に乖離があることから、当該センターの維持経費を考慮され、実績を踏まえた委託料のあり方について検討されたい。
- 介護保険担当
- 1. 収入事務について

# 【指摘事項】

(1) 介護給付費負担金(国庫)において、当初交付決定に係る所要見込額調べの決裁された金額を、訂正者の押印のない朱線と朱書きで訂正し、調査票を差し替えているが、決裁後の訂正は不適切であり、金額を更正することの決裁を行うべきである。